#### 留学プログラム基本約款

#### 第1条(約款)

申し込み希望者は、この基本約款(以下、「本約款」という)を承諾の上、一般社団法人日本ワーキングホリデー協会(以下、「当協会」という)に対し、語学留学プログラムに含まれる各種サービス(以下、「留学プログラム」という)を申し込みます。(申し込み希望者及び申込済み者を、以下「申込者」という)

本約款に加え、個別の留学プログラムにより個別約款が存在する場合、本約款と個別約款(本約款と個別約款を、以下「約款」という)を合せて適用されます。但し、本約款と個別約款で内容に相違がある場合は、個別約款を優先します。

# 第2条(契約の申込と成立)

当協会と申込者の留学プログラムの申込に関しましては、「当協会の 約款への同意」「学校申込用紙等の留学プログラム申込書のご記入」「留 学プログラム費用(以下、「留学費用」という)のお支払(前受金のお 支払を含む)」のいずれかの書面又は支払いの受領を確認し、当協会が 承諾したときのうち、一番早い日を申込成立とし、約款に基づく留学 プログラムの成立とします。なお、この申込成立日を申込日と定義し ます。

#### 第3条(拒否事由)

当協会は、申込者より約款に基づく留学プログラムの申込があった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められる場合は、申込をお断りする場合があります。

- (1)申込者が未成年者の場合、申込について親権者(両親等)の同意がない場合。
- (2)申込者が希望する留学先・留学時期の期限までに、留学プログラムの手続きが完了できる見通しがない場合。
- (3) 留学又は研修等の現地における活動実施の可能性が低いことが明らかな場合。
- (4) 申込者の語学力等が留学プログラム参加に明らかに不足している、留学プログラムの参加に必要なビザ(査証)が発給されない可能性が高いなど、留学プログラム参加に適した条件が備わっていないと当協会が認めた場合。
- (5)申込者の過去の既往症、または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当協会が認めた場合。
- (6) 現地の治安状況、天災地変、戦争、テロ、運輸機関等の争議行為、 国際機関・官公庁または公的機関の命令または勧告、感染病の蔓延、 その他やむを得ない事情により、当協会が申込者の安全を確保できな い、あるいは留学プログラムの実施に障害がある、又はそのおそれが

あると判断した場合。

(7) その他、当協会が不適当と認めた場合。

#### 第4条(留学プログラム・メンバーサービスの範囲)

当協会は、申込者の関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や社会経験ならびに、語学力、留学期間及び予算等の諸条件を当協会のカウンセラーが総合的に判断し、申込者の希望する留学先の手続き等の代行及び現地情報、ビザ情報などの各種情報提供を行うものであり、申込者の希望する留学先や試験への合格、資格の取得等、留学プログラム期間中及び終了後の申込者に対し、何ら保証を行うものではありません。

(1)メンバー資格の有効期間は、資格を得てから3年間とする。引き続き留学やワーキングホリデーをする際のメンバー更新の有効期間は更新後2年間とする。メンバー規約の禁止事項に該当する場合は期間内であっても解除される事もあります。出発前の各種代行手続き、カウンセリング、滞在先手続き、出発前セミナー、現地サポートを行っておりますが内容や国によって別途料金が発生する場合や、現地サポート内容が異なる事もあります。

(2)出発前セミナー及びサポートは、申込者の選択された国やプログラムによって、内容が異なる場合があります。内容は、事前に告知することなく、変更されることがあります。あくまで申込者からのご依頼に基づき当協会が定める範囲内において提供されるものであり、当協会から積極的に当該サービスの利用を申込者へご案内したり、利用促進をするものではありません。

(3) 現地サポートは都市や国によって内容や条件が異なり別途費用が発生する事がございます。緊急手配、通訳サービス、ビザ申請、同行等はオフィス毎の規定料金が発生致します。

現地滞在中サポートサービスの内容は、事前に告知することなく、変 更されることがあります。

- (4)お申し込み後、渡航前に、お申込者の資格・経験や能力、又は申込者の健康状態などによって当協会による手配が不可能であることが判明した場合、留学費用は第10条の解約手続きの規定に従い返金いたします。ただし、虚偽の資格や経験の申告など、申込者の責任に帰すべき理由によるときはこの限りではありません。
- (5) 当協会は入学までの手配を代行しますが、入学後も生活進路相談サポートは行います。但し、入学後の学校との問題に関しましては、申込者個人の責任で解決すべきものとして、当協会は責任を負いかねます。
- (6) 現地での試験などが定められている場合、当協会はその合否に関して責任を負いかねます。
- (7)申込者が留学プログラムを開始後、引き受け先企業の倒産・買収・ 業務縮小などによって、研修(体験)の継続が不可能となった場合、

当協会は一切の責任を負いかねます。また当協会は、研修(体験)の 内容を保証するものではありません。

(8) 当協会は、申込者が希望する場合、留学先の寮・ホームステイ滞在 等の申し込み手続きを代行致します。希望留学先によっては、申込者 の出発前までに寮又はホームステイ等の滞在先住所・部屋番号等がわ からない場合があります。また、既に連絡されている滞在先が出発前 までに変更される場合もあります。寮の場合、1人部屋か否か、また はルームメイト等について、申込者の希望が通らない場合もあります。 また、ホームステイの場合、1家族に2人以上の留学生が滞在する場 合もあります。申込者がホームステイファミリーの職業、人種、宗教、 家族構成等を特定することはできません。また、ホームステイ先の場 所や設備なども特定することはできません。申込者は当協会の責によ らない事由で申込者の滞在先が確保できない場合、または申込者の希 望通りの滞在先が確保できない場合でも、当協会はその責任を負いか ねます。

(9)ホームステイ・ファームステイ・寮内での問題に関しましては、申込者個人の責任で解決すべきもので、当協会は責任を負いかかねます。ホームステイ先との家庭内の問題は直接的関係で解決をして下さい。延長やキャンセル等費用に関してはホームステイ先と直接的関係ではなく手配会社に依頼してください。宿泊施設の手配が学校、現地サポート会社によってなされた場合には、学校とお申込者との直接の関係によって争議を解決してください。

(10) 当協会から提供した情報は、変更や更新をできる限り迅速に行いますがすべての情報には、予告なしに変更の可能性もあります。すべての情報には変更の可能性もあり、その変更による誤情報などから発生するいかなる問題にも当協会は、責任を負いかねますので、その情報をもってなんらかの行動を試みるときは、当協会のスタッフへの再確認をお願い致します。

## 第5条(諸費用)

留学プログラムの申込にあたり以下の費用を申し受けます。

## (1)海外送金手数料

留学プログラム申込にあたり留学費用を海外に送金する必要がある場合、海外送金手数料が発生します。この手数料は送金金額により異なり当協会発行の請求書でご案内します。

#### (2)緊急手配料

留学プログラム開始予定日よりさかのぼり30日以内の手配は緊急手配料として21,600円発生致します。ならびに、30日以内の変更の場合にも同料金発生します。また、プログラム提供元等機関より別途費用が請求される際は、その費用についても申込者の負担となります。

#### 第6条(為替変動)

当協会が約款に基づき、申込者に代行して留学費用を支払う場合、 当協会所定の為替レート(当協会指定銀行の TTS レート)に基づき外 貨額から円貨額を計算します。なお、100円未満の金額は100円単位に 切り上げます。

また、申込者が留学プログラム契約を解約、又は変更、一部取り止め等により希望留学先から申込者に対し返還される費用がある場合、当協会は申込者に代わって代理受領し、当協会が選択する日の為替レート(当協会指定銀行の TTB レート)にて換算した上で申込者に返還するものとします。なお、100 円未満の金額は 100 円単位に切り捨てます。

また、申込者が支払い又は当協会からの返金後、為替変動により差額が発生した場合でも清算は行いません。

但し、留学費用を外貨建てによりクレジットカードにてお支払頂く場合、及び外貨建てによりクレジットカードで返金する場合、ご利用のクレジットカード会社の定める為替レートにより円貨額が計算されます。

#### 第7条(支払い)

申込者は留学費用を当協会が指定する期日までに当協会指定の銀行 口座に振り込み、又は所定の方法で入金するものとします。

約款に別途定めがある場合の他、当協会は約款に基づき、申込者が 当協会に対して支払った留学費用を申込者に対して返還致しかねます。 申込者が当協会指定の期日までに留学費用を当協会に対して支払わな い場合、当協会は申込者に対する留学プログラムの提供を停止する場 合があります。また、当協会の責によらない事由で留学費用が変更さ れた場合にも、当協会の指定する方法で必要な差額をお支払頂きます。

また、各種費用を金融機関を通じ当協会にお支払頂く際の振込手数料・送金手数料(以下、「振込手数料」という)ならびに、当協会から申込者に対して返金する際の振込手数料は、全て申込者の負担となります。

## 第8条(申し込み後の変更と解約手続き)

いかなる申し込みの変更や解約は、必ず当協会ホームページの変更・解約フォーム、または、書面による変更・解約申請書にてご申請ください。当協会が申請書等の到着を確認し、承諾した日を、変更又は解約の申請日とします。変更又は解約の申請後、当協会から変更確定のご連絡、又は、解約確定のご連絡をもちまして変更又は解約完了となります。なお、申込日の翌日までに変更又は解約が発生し確定した場合、第9条又は第10条に基づく変更手数料又は解約手数料は発生しません。(緊急手配料は、いかなる場合も返金できません。)

また、申し込み後、出発までの間、次に例示する場合にのみ留学プ

ログラムの変更を可能とし、それ以外の場合、一旦、お申込み済みの 留学プログラムを全て解約の上、新たにお申込みする必要があります。 (解約に伴う手数料等が発生します。)

#### (1) 留学プログラム開始時期の変更

申し込み済みの留学プログラム開始時期(学校への入学日、ホームスティの開始日、その他プログラムの開始時期等)を変更する場合

(2) 留学プログラムの延長

申し込み済みの留学プログラムを延長する場合(学校の期間延長、ホームスティの期間延長)

(3) 留学プログラムを追加する場合 (新たな学校コースへの申し込み、ホームステイ又は客手配の申し込み、空港送迎手配の申し込み)

#### 第9条(変更手数料)

申込者の都合により留学プログラムの一部又は全部の変更する場合、 以下の手数料等を請求します。(1)変更手数料

変更の場合は 1 回あたり 10,800 円発生致します。なお、出発日予定日より 30 日以内の場合は常に緊急手配料と同額の手数料が発生します (2) 留学費用の追加

留学プログラムの開始時期変更に伴い、留学プログラム提供元から留 学費用の追加請求があった場合、当協会は申込者に対しこの費用を請 求します。

### 第10条 (解約手数料)

申込者の都合により、留学プログラムの一部又は全部の解約をする場合、以下の手数料等を差し引き支払済みの留学費用を返金致します。 (第6条の為替換算及び第7条の振込手数料の規定に従います。)但し、手配料金となる一部の料金については一切返金できません。また、留学プログラム提供元に対する解約手数料・違約金等は申込者に代わって当協会がお支払致します。なお、返金手続きの完了までに最大2ヶ月かかります。

#### (1)海外送金手数料

留学プログラムの解約にあたり留学費用を海外から送金する必要がある場合、海外送金手数料が発生します。この手数料として一律 8,000円の手数料が発生します。

## (2)解約手数料

次の返金規定に基づき、解約手数料を当協会にお支払頂きます。また、 留学プログラム提供元から別途解約料が発生する場合、当協会は申込 者に対しこの費用を請求します。

#### ▼解約手数料

解約申請日	解約手数料
申込日の翌日まで	0円
申込日の翌々日から申込日の7日以内 ※1	32, 400 円
申込日の8日以降から出発予定日の61日以前まで	54, 000 円
<b>%1 %2</b>	
出発予定日の60日以内から31日以上まで	返金対象額の20%
<b>*2</b>	
出発予定日の前々日から 30 日以内まで	返金対象額の50%
<b>*2</b>	
出発予定日の前日、当日、翌日以降	返金対象額の100
<b>*2</b> 、 <b>*3</b>	

※1 申込日の翌々日が出発予定日の60日以内の場合、出発予定日を基準とした解約手数料を申し受けます。

※2 航空券を取得していない際は、学校コースもしくはホームステイ開始予定日の2日前を出発予定日と定義します。なお、申込者の都合により留学プログラムの開始時期が変更された場合、変更前の出発予定日とします。

※3 申込者の留学プログラム開始後、出発日以降の解約の返金は 一切いたしません。

(3)次に定める内容については一切返金しないものとします。但し、申 込日の翌日までに解約申請し、解約が確定した場合は⑥及び⑧を除き 返金対象となります。

- ①学校等の入学金、及びこれに準ずる料金
- ②学校等の教材費、及びこれに準ずる料金
- ③特別プログラム入学金、手配料、教材費、及びこれに準ずる料金
- ④ホームステイ手配料、及びこれに準ずる料金
- ⑤空港送迎手配料、及びこれに準ずる料金
- ⑥緊急手配料
- ⑦OSHC加入料
- ⑧当協会でお預かりしていない費用 (ビザ申請料など)

(4)解約手続により当協会から申込者に対し返金がある場合、申込者の指定する銀行口座に振り込み、又は所定の方法で返金するものとします。但し、銀行口座への振り込みにより返金する場合、日本国内の銀行口座のみ指定できるものとします。また、銀行振込手数料として一律756円を申込者が負担します。

# 第11条(手続きの継続が不可能な場合)

当協会の指定期日までに必要な書類、または留学費用が申込者より 送付・お支払されず、当協会の責によらない事由により当協会が各種 手続きの代行ができなかった場合、その時点において留学プログラム の申込手続きが申込者によって解約されたものとして第10条の規定 に従い返金の手続きを行います。

既に支払済みの額が解約手数料等に足らない場合、差額を申込者に 請求します。

#### 第12条(当協会からの解約)

- (1)申込者に次に定める事由が生じた場合、当協会は催告の上、約款に基づく留学プログラムを解約することができるものとします。
- ①申込者が所在不明、または当協会からの連絡に対し返信期限を過ぎ 1ヶ月以上にわたり連絡不能となった場合。
- ②申込者が当協会に届け出た、申込者または留学プログラムに必要な情報に虚偽あるいは、重大な遺漏のあることが判明した場合。
- ③申込者が約款に違反した場合。
- (2)前項に基づき、当協会が約款に基づく留学プログラム契約を解約した場合、第10条の規定に準拠した解約手数料を申込者にお支払頂きます。

#### 第13条(免責事項)

当協会は、次に例示するような当協会の責によらない事由又は当協会の管理下にない事由により、申込者が留学できない、予定が変更になった、留学プログラムの一部又は全部が履行できない場合に生じる精神的、肉体的、経済的、物質的な損害、損失に対するいかなる責任も負いかねます。

また、申込者自身で手配された航空券や宿泊施設等の費用、ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申込者の負担となります。当協会が案内・紹介した業者において手配された航空券や宿泊施設等であっても取消や変更に伴う手数料等は申込者の負担となります。、

- (1) 申込者の希望留学先やコースが定員に達していて入学できない場合。又は、申込者の希望する滞在施設が定員に達していて滞在できない場合。
- (2) 留学プログラム提供元の責により申込者の希望する学校コースの未開講、内容、条件や費用が変更された場合。
- (3)運輸・宿泊機関、学校などの倒産、買収、移転などにより申込者が 希望する留学プログラムの提供ができない場合。または、運送・宿泊 機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サ ービスの提供により留学プログラムの内容が変更となった場合。
- (4)通信事情又は希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申込者が出発できなかった場合。
- (5)申込者が航空券、パスポートまたはビザを取得できない場合、 または何らかの理由により入国を拒否された場合や出国を余儀 なくされた場合。
- (6) ビザ取得に時間がかかり、留学プログラムの内容変更を余儀なくされた場合。

- (7)天災、戦乱、暴動、テロ行為、日本又は外国の公官庁の命令、陸海空における不慮の災難、申込者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。
- (8) 申込者が、本約款に違反した場合。
- (9) その他留学プログラムの個別約款「免責事項」に例示されている事由に該当する場合。

#### 第14条(個人情報の取扱について)

当協会で申込者の同意の下に得た申込者個人を特定できる情報(以下、「個人情報」という)は、個人情報保護法に基づき留学プログラムの手続きの目的以外では、一切他に漏らしません。

但し、以下の事項を例外とします。なお、次の(3)及び(4)のような例外事項において開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

- (1) 申込者からの依頼に基づき、留学商品・サービス等の手続き・代行を行う際、その手続き・代行に必要な個人情報を留学プログラム提供元に開示する場合
- (2) 申込者が事前に個人情報の開示に同意している場合
- (3) 法令により開示が求められた場合
- (4)申込者または公衆の生命、健康、財産などの権利を保護するために必要な場合
- (5) 統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で 開示する場合

# 第15条(管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東 京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

## 第16条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

### 第17条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものと します。

## 第18条(発行期日)

本約款の内容は、2014年4月1日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。